第96期

定時株主総会
招集ご通知

2018年4月1日～2019年3月31日

日時 2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
３階　富士の間

開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2019年６月25日（火曜日）午後５時20分まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役8名選任の件
第４号議案　監査役1名選任の件
第５号議案　株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

お知らせ
株主総会に引き続き、事業説明会を予定しております。是非ご出席下さい。

株式会社タムラ製作所
証券コード：6768

Biltrite Tamura

The 12th Mid-term Plan 2019-2021 & 2024

GROWING ANEW

コーポレートスローガン

オンリーワン・カンパニーの実現を目指す

MISSION

私たちは、タムラグループの成長を支えるすべての人々の幸せを育むため、
世界のエレクトロニクス市場に高く評価される独自の製品・サービスを
スピーディに提供してまいります。

2018年10月に完成した
タイ新工場

株主の皆さまへ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第96期定時株主総会を2019年６月26日に開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

タムラ製作所は、2024年に100周年を迎えます。創業100周年という金字塔を最高の結果をもって打ち立てるべく、第12次中期経営計画（2019-2021＆2024）に全社一丸となって取り組んでまいります。

引き続き、株主の皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2019年６月

代表取締役会長
田村 直樹

代表取締役社長
浅田 昌弘

（証券コード：6768）
2019年６月10日

株　主　各　位

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
株式会社タムラ製作所
代表取締役社長　浅　田　昌　弘

第96期定時株主総会招集ご通知

1．日　　時

2019年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始午前９時より）

2．場　　所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号　ホテルメトロポリタン　３階　富士の間

※本定時株主総会は、昨年までと開催場所を変更しております。末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようお願い申し上げます。

※当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って**2019年６月25日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後５時20分）まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

3．会議の目的事項

報告事項

1．第96期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第96期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

本書に掲載しております「連結計算書類」および「計算書類」の「注記表」につきましては、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレスhttps://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/index.html）に掲載しておりますので、本書には記載しておりません。したがって、本書に掲載しております連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/index.html）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

当日ご出席の場合

開催日時　2019年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所　ホテルメトロポリタン　3階　富士の間

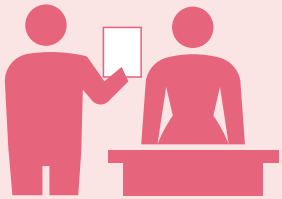

当日ご出席の際は、お手数ながら、本ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申しあげます。

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

書面の場合

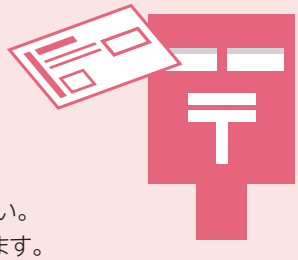

行使期限　2019年6月25日（火曜日）午後5時20分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようにお願いいたします。

インターネットの場合

行使期限　2019年6月25日（火曜日）午後5時20分まで

議決権行使サイト　https://www.web54.net

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する**議決権行使サイト**にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

アクセス方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

「**次へすすむ**」をクリックしてください。

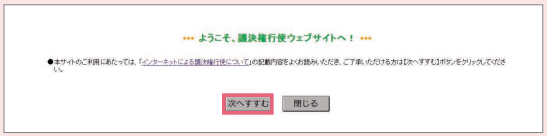

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**をご入力いただき、**「ログイン」**をクリックしてください。

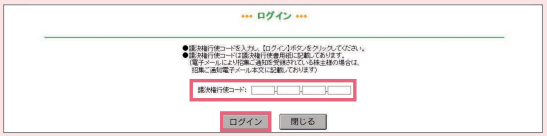

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話の場合はiモード※、EZweb※、Yahoo!※ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト	https://www.web54.net

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

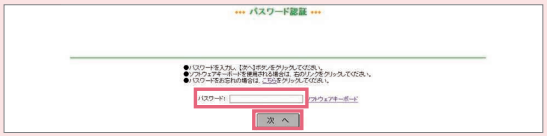

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は下記にお問い合わせください。
〈三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル〉
電話：0120（652）031（受付時間:午前9時～午後9時）

その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
❶ 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
❷ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
〈三井住友信託銀行　証券代行事務センター〉
電話：0120（782）031（受付時間:午前9時～午後5時 土日休日を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な経営計画を通じた企業価値の増大を図りつつ、事業収益の拡大と内部留保の確保による財務体質の強化に取り組むと共に、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題ととらえ、配当水準の安定と向上に努めております。

期末配当金につきましては今後の業績動向、財政状態等を総合的に勘案し、１株につき５円といたしたいと存じます。なお、中間配当金５円と合わせた年間配当金は10円となります。

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき５円 総額　410,213,785円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年６月27日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移

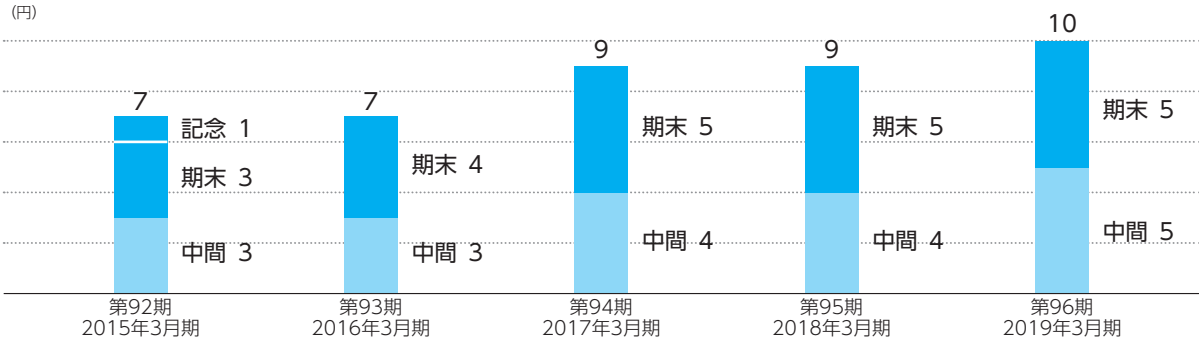

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、以下のとおり現行定款に所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役会の招集権者および議長） 第23条（取締役会） 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 （以下省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第23条（取締役会） 取締役会は、取締役社長または取締役会が定めた取締役がこれを招集する。 取締役会の議長は取締役会で定めた取締役が議長となる。 （以下省略）

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役９名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため１名減員し、改めて取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

（注）窪田明氏および渋村晴子氏の取締役会出席回数は2018年６月27日就任以降に開催された取締役会を対象にしております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会／出席回数
1	再任　田村直樹（タムラ ナオキ）	代表取締役会長 経営全般総攬 ＣＳＲ・全社品質推進・内部監査担当 ＣＳＲ推進本部長	100% (17回／17回)
2	再任　浅田昌弘（アサダ マサヒロ）	代表取締役社長 電子化学実装関連事業統括 電子化学実装事業本部長	100% (17回／17回)
3	再任　橋口裕作（ハシグチ ユウサク）	取締役常務執行役員 電子部品関連事業統括 本社部門統括 経営管理・情報セキュリティ担当 経営管理本部長	100% (17回／17回)
4	再任　社外　独立役員　蓑宮武夫（ミノミヤ タケオ）	社外取締役	94% (17回／16回)
5	再任　社外　独立役員　窪田明（クボタ アキラ）	社外取締役	100% (13回／13回)
6	再任　社外　独立役員　渋村晴子（シブムラ ハルコ）	社外取締役	100% (13回／13回)
7	再任　南條紀彦（ナンジョウ ノリヒコ）	取締役上席執行役員 電子部品事業本部長	100% (17回／17回)
8	再任　齋藤彰一（サイトウ ショウイチ）	取締役上席執行役員 電子化学実装事業本部副本部長 ＦＡシステム事業部長	100% (17回／17回)

候補者番号

1 田村（タムラ） 直樹（ナオキ）

再任

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1958年２月11日生	1,064,411株	開催17回／出席17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1987年８月　当社入社
1991年６月　当社取締役
1997年６月　当社常務取締役
1999年６月　当社代表取締役社長
2012年７月　当社ＣＳＲ推進本部長（現職）
2016年６月　当社電子化学実装関連事業統括兼電子化学実装事業本部長
2019年４月　当社代表取締役会長（現職）
　　経営全般総攬兼ＣＳＲ・全社品質推進・内部監査担当（現職）

取締役候補者とした理由

田村直樹氏は、1999年より当社代表取締役社長として、グループ全体を強力なリーダーシップで牽引してまいりました。さらに本年４月より、代表取締役会長として、その豊富な経験と幅広い見識をもって、経営全般を総攬し、当社グループの発展に大いに貢献しております。当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 浅田（アサダ） 昌弘（マサヒロ）

再任

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1959年６月19日生	16,411株	開催17回／出席17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1982年４月　当社入社
2003年４月　タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役
2005年４月　当社上席執行役員
2007年６月　当社取締役上席執行役員
2009年６月　当社取締役常務執行役員　電子部品事業統括本部長
2016年６月　当社取締役専務執行役員
2018年10月　株式会社光波代表取締役会長
2019年４月　当社代表取締役社長（現職）
　　電子化学実装関連事業統括兼電子化学実装事業本部長（現職）

取締役候補者とした理由

浅田昌弘氏は、2016年より当社取締役専務執行役員としてグループ経営を担ってまいりました。さらに本年４月より、代表取締役社長として、経営全般の執行を担うとともに、グローバルに展開する電子化学実装関連事業を統括しております。これまで長く電子部品関連事業に携わってきた経験と事業経営に関する幅広い見識をもって、当社グループの継続的成長と中長期的な企業価値向上のために、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 橋口（ハシグチ） 裕作（ユウサク）

再任

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1962年９月16日生	16,619株	開催17回／出席17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1986年４月　当社入社
2009年６月　当社上席執行役員　電子部品事業統括本部副本部長（中国事業担当）
2011年４月　田村香港有限公司董事長（現職）
2011年10月　田村（中国）企業管理有限公司董事長（現職）
2014年６月　当社経営管理本部長兼経営管理・情報セキュリティ担当（現職）
2015年６月　当社取締役上席執行役員
2015年８月　タムラシンガポール株式会社取締役社長（現職）
2018年４月　当社本社部門統括（現職）
2018年６月　当社取締役常務執行役員（現職）
2019年４月　株式会社光波取締役（現職）
　　当社電子部品関連事業統括（現職）

取締役候補者とした理由

橋口裕作氏は、2018年より、取締役常務執行役員として当社グループ全体の経営管理を統率する職を担ってまいりました。また、それに加え、本年４月よりグローバルに展開する電子部品関連事業を統括しております。これまでの国内外にわたる事業経営のみならず技術面を含めた幅広い見識と豊富な経験をもって、当社グループの継続的発展と中長期的な企業価値向上のために、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4 蓑宮（ミノミヤ） 武夫（タケオ）

再任　社外　独立役員

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1944年１月18日生	61,831株	開催17回／出席16回（94%）

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1962年４月　ソニー株式会社入社
2001年６月　同社執行役員上席常務
2001年６月　ソニーイーエムシーエス株式会社副社長
2007年６月　当社取締役（現職）
2011年６月　株式会社シバソク社外取締役（現職）
2012年12月　ほうとくエネルギー株式会社代表取締役社長（現職）
2015年４月　株式会社パロマ社外取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由

蓑宮武夫氏は、グローバルに展開する企業を含め複数企業の経営者として長年にわたりに企業経営に携わってまいりました。当社においても、その豊富な経験と幅広い見識をもって、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に大きく貢献しております。今後も、客観的かつ広範な視点から、有益かつ忌憚なきご意見やご指導をいただきたく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
5 窪田（クボタ） 明（アキラ）

再任　社外　独立役員

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1953年９月９日生	449株	開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1978年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省
2005年９月　同省経済産業政策局調査統計部長
2006年７月　オリンパス株式会社入社
2009年６月　同社執行役員　研究開発センター精密技術開発本部長
2014年４月　同社常務執行役員　研究開発センター長
2016年４月　同社常務執行役員　メディカルアフェアーズ・ＣＳＲ統括室長
2017年５月　一般社団法人日本電気制御機器工業会専務理事（現職）
2018年６月　当社取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由

窪田明氏は、行政機関において幅広い経験を積むとともに、事業会社役員として組織運営に携わってまいりました。当社においても、その豊富な経験と幅広い見識をもって、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に大きく貢献しております。今後も、有益かつ忌憚なきご意見やご指導をいただきたく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
6 渋村（シブムラ） 晴子（ハルコ）

再任　社外　独立役員

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1964年12月６日生	0株	開催13回／出席13回（100%）

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1992年４月　最高裁判所第46期司法修習生
1994年４月　第二東京弁護士会登録
1994年４月　本間・小松法律事務所（現本間合同法律事務所）
1999年４月　同所パートナー弁護士（現職）
2009年４月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2015年６月　ニチレキ株式会社社外監査役（現職）
2018年６月　当社取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由

渋村晴子氏は、長年にわたり弁護士として活動するとともに、他社の社外役員を務めてまいりました。当社においても、その豊富な経験と幅広い見識をもって、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等、企業経営を取り巻く様々な事柄への対応に、多大な貢献をされています。今後も、法律の専門的な見地から、有益かつ忌憚なきご意見やご指導をいただきたく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7 南條（ナンジョウ） 紀彦（ノリヒコ）

再任

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1965年２月11日生	23,761株	開催17回／出席17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1988年４月　当社入社
2008年６月　当社上席執行役員　アビオ＆インダストリアルデバイス事業部長
2009年６月　当社取締役上席執行役員（現職）　電子部品事業統括本部副本部長
2010年４月　当社電子部品事業本部副本部長
2011年10月　田村（中国）企業管理有限公司董事（現職）
2017年９月　株式会社光波取締役
2017年10月　田村電子（恵州）有限公司董事
2019年４月　当社電子部品事業本部長（現職）
　　タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役（現職）

取締役候補者とした理由

南條紀彦氏は、入社以来、グローバルに展開する電子部品関連事業に携わり、事業を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、事業拡大に貢献してまいりました。本年４月からは電子部品事業本部長として、その豊富な経験と幅広い見識をもって、事業を牽引しております。今後も、当社グループの継続的発展と中長期的な企業価値向上のために、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8 齋藤（サイトウ） 彰一（ショウイチ）

再任

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況
1964年12月20日生	20,679株	開催17回／出席17回（100%）

略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1988年４月　タムラ化研株式会社入社
2005年４月　同社執行役員　海外支援部長
2007年６月　同社取締役執行役員　経営管理本部長
2010年４月　当社上席執行役員　電子化学事業本部回路機材事業部長
2013年６月　当社取締役上席執行役員（現職）
2015年６月　当社電子化学実装事業本部副本部長兼ＦＡシステム事業部長（現職）
2015年８月　タムラシンガポール株式会社取締役（現職）

取締役候補者とした理由

齋藤彰一氏は、入社以来、グローバルに展開する電子化学実装関連事業に携わり、電子化学材料からはんだ付装置までの実装プロセスに関わる幅広い領域を担当し、事業拡大に貢献してまいりました。今後も、これまでの事業経営のみならず技術面を含めた幅広い見識と豊富な経験をもって、当社グループの継続的発展と中長期的な企業価値向上のために、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の内、蓑宮武夫氏、窪田明氏および渋村晴子氏は社外取締役候補者であります。なお、蓑宮武夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって12年、窪田明氏および渋村晴子氏の当社社外取締役就任期間は１年となります。
3. 蓑宮武夫氏、窪田明氏および渋村晴子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は蓑宮武夫氏、窪田明氏および渋村晴子氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、該当契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．取締役候補者は男性７名、女性１名（女性比率12.5％）で構成されております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役戸田厚司氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

戸田　厚司（トダ　アツジ）

再任　社外　独立役員

生年月日	所有する当社株式の数	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1955年１月19日生	5,627株	開催17回／出席15回（88%）	開催４回／出席４回（100%）

略歴、当社における地位〈重要な兼職の状況〉

1979年10月　昭和監査法人入社
1980年10月　新光監査法人入社
1984年10月　戸田会計事務所所長（現職）
2000年３月　株式会社くるまやラーメン社外監査役（現職）
2015年６月　当社監査役（現職）
2019年１月　ＴＩＳ税理士法人社員（現職）

社外監査役候補者とした理由

戸田厚司氏は、公認会計士として財務および会計・税務に関する幅広い知見を有し、当社の社外監査役として、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査してまいりました。今後も、豊富な経験と見識をもって、当社の経営体制をより一層充実させていただけるものと判断し、引き続き当社の監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸田厚司氏は、社外監査役候補者であります。なお、戸田厚司氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
3. 戸田厚司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は戸田厚司氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合には、該当契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

（ご参考）

１．取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

（１）取締役候補者

執行役員制度を導入し執行と監督を分離することで、取締役会が機能する適正な人数規模となるようにしております。

当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮し、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を、取締役会全体のバランス、多様性に配慮した上で取締役候補者として選任しております。

また、２人以上の社外取締役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所および当社の定める独立性基準を満たす者を候補者とするよう努めております。

指名・報酬諮問委員会にて取締役指名基準に基づいて候補者を推薦し、取締役会において慎重に審議し、決定しております。

（2）監査役候補者

当社の事業内容、規模、経営環境および監査体制等を考慮し、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できる資質を有し、また経営管理、事業運営に関する豊富な知識・経験を有する人材を、監査役候補者として選任しております。

また、監査役の半数以上は社外監査役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所および当社の定める独立性基準を満たす者を候補者とするよう努めております。

指名・報酬諮問委員会にて監査役指名基準に基づいて候補者を推薦し、取締役会による慎重な審議・決議を経て監査役会に提案し、同意を得て決定しております。

２．社外役員の独立性基準

当社の社外役員については、透明性の高い経営と強固な経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下の通り定めております。

なお、社外役員は、下記に定める独立性基準を就任後も維持し、異動があったと認められる場合は取締役会にて検証を行うものと致します。

以下のいずれにも該当しないことを独立性の基準とする。

①現在または過去10年間において、当社および当社の子会社（以下、当社グループ）の業務執行取締役である者

②過去５年間のいずれかの事業年度において、当社への出資比率が５％以上の大株主またはその業務執行者（注）

③過去３事業年度における取引額が、当社または当該取引先のいずれかの連結売上高の１％を超える取引先またはその業務執行者

④過去３事業年度における当社の主要な借入先またはその業務執行者

⑤過去３事業年度において、当社グループより年間1,000万円を超える寄付を受けた者または受けた団体等に所属する者

⑥過去３事業年度において、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた者

⑦上記①から⑥に掲げる者の配偶者、二親等以内の親族

（注）業務執行者とは業務執行取締役、執行役員をいう。

第５号議案　株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する件

１．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、2005年６月に役員制度改革として執行役員制度を導入し、取締役に対する報酬制度を大幅に見直し、従前の役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い、取締役（社外取締役を除く、以下同様）および執行役員に対する報酬制度を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇および企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、次のとおりとするものであります。

当社の取締役および執行役員に対し、退任日の翌日から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションとして、下記「新株予約権の発行要領」に記載のとおり、新株予約権を無償で発行するものであります。

また、今後も取締役および執行役員に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の割当ての対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く）	５名	214個
当社執行役員	10名	199個

（２）新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式41,300株を上限とする。

各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案のうえ合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

（３）新株予約権の総数

413個

（４）新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（6）新株予約権の権利行使期間

2019年７月１日から2049年６月30日までの間とする。

（7）新株予約権の行使の条件

①取締役および執行役員は、退任日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②各新株予約権の一部行使はできないものとする。

（8）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

①新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（9）新株予約権の取得に関する事項

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

②当社は、いつでも、当社が保有する未行使の新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。

（10）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

（11）組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約

または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められている行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社ではない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由および条件

前記(9)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

2019年7月1日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）財産および損益の状況の推移

区　　分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度（当連結会計年度）
売上高	86,248百万円	84,642百万円	79,607百万円	85,558百万円	87,008百万円
経常利益	4,098百万円	3,928百万円	5,091百万円	5,480百万円	4,848百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,106百万円	1,783百万円	3,727百万円	3,630百万円	6,397百万円
１株当たり当期純利益	37円88銭	21円75銭	45円44銭	44円27銭	78円00銭
総資産	80,239百万円	76,411百万円	75,939百万円	82,097百万円	86,073百万円
純資産	38,164百万円	36,448百万円	38,588百万円	42,996百万円	47,155百万円
１株当たり純資産額	463円03銭	442円05銭	468円04銭	519円59銭	570円00銭
ＲＯＥ	8.9%	4.8%	10.0%	9.0%	14.3%

■売上高（百万円）
■営業利益率（%）

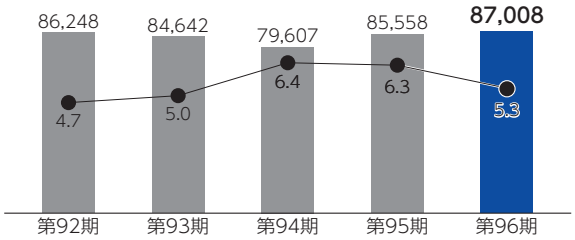

■経常利益（百万円）

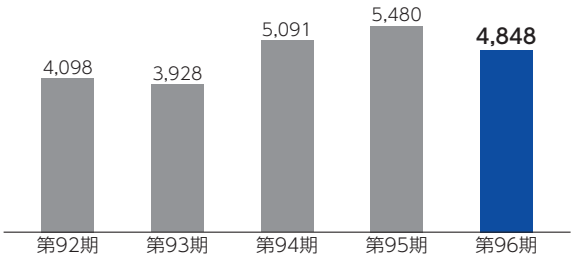

■親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）
■１株当たり当期純利益（円）

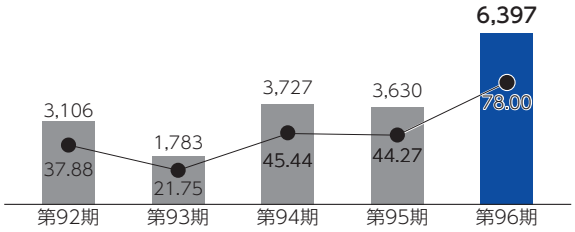

■ＲＯＥ（%）

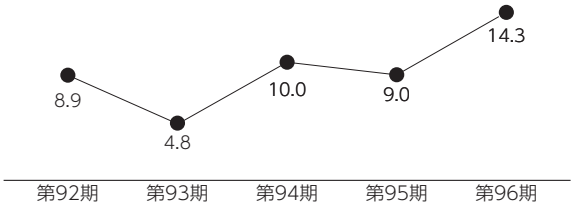

（2）事業の経過およびその成果

①全般的概況

当連結会計年度（2018年４月１日～2019年３月31日）における世界経済は、秋口以降より米中貿易摩擦を背景とした中国経済の減速がグローバルに影響を及ぼし、先行き不透明な状況が継続いたしました。また、当社グループに関わるエレクトロニクス業界では、期の後半においてスマートフォン市場が急速に減速し、産業機械関連の需要も低迷が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループでは本年を最終年度とする「第11次中期経営計画 Biltrite　Tamura GROWING」で目指す、収益性の向上を第一とした豊かな成長の実現に向け、ＩＴシステムを活用した個別原価管理の徹底、グローバルな生産・販売・開発体制の一層の強化と効率化、製品・市場の見極めによる投資開発効率の向上などに取り組んでまいりましたが、当年度は第２四半期において、電源機器の不具合に伴う臨時的な修理費用を計上いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の状況といたしまして、売上高は870億8百万円（前期比1.7％増）と増収ながら、営業利益は46億円（同14.9％減）、経常利益は48億4千8百万円（同11.5％減）と減少いたしました。なお、第３四半期において損害賠償請求訴訟に基づく和解金を特別利益へ計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は63億9千7百万円（同76.2％増）と増益になり、2017年３月期を超える大幅な過去最高益更新となりました。

売上高	営業利益
870億　8百万円　前期比 1.7％増 ↗	46億円　前期比 14.9％減 ↘
経常利益	**親会社株主に帰属する当期純利益**
48億48百万円　前期比 11.5％減 ↘	63億97百万円　前期比 76.2％増 ↗

②事業別概況

売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益はセグメント間取引消去および本社部門負担の未来開発研究費用控除前の営業利益と調整を行っております。

セグメント別の状況は次のとおりです。

電子部品関連事業

売上高構成比
63%

■売上高 (百万円)

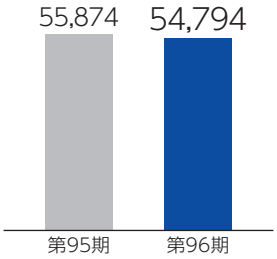

■セグメント利益 (百万円)

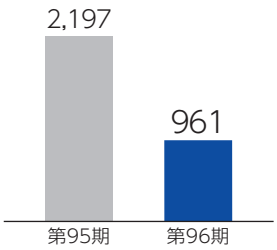

主要品目

- トランス、リアクタ、コイル
- 大型トランス、大型リアクタ
- ACアダプタ、バッテリーチャージャ、電流センサ、電源モジュール
- 圧電セラミックス製品
- LED関連製品、自動販売機関連製品

電子部品関連事業は、中国市場向けを中心とした設備投資需要の鈍化を背景に、産業機械関連顧客からのトランス・リアクタ・電流センサなどの需要低迷が続くと共に、電動工具向けのチャージャも弱含みで推移いたしました。利益面では、期初に発生した部材調達難や銅などの素材価格上昇の問題は、期の後半に解消へ向かいましたが、電源機器の不具合に伴う修理費用の発生により利益が押し下げられました。

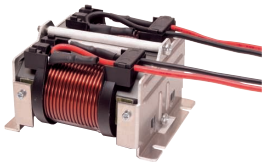

リアクタ

電流センサ

電子化学実装関連事業

売上高構成比
32%

■売上高 (百万円)

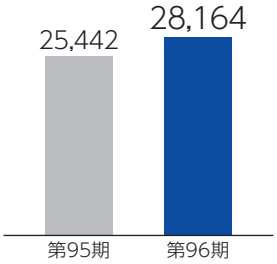

■セグメント利益 (百万円)

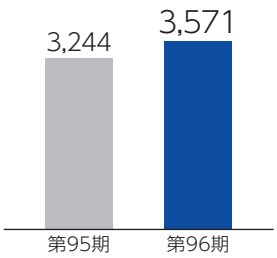

主要品目

- ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材
- ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材
- リフローはんだ付装置、ウェーブはんだ付装置

電子化学事業では、車載向けの高信頼性ソルダーペースト・ソルダーレジストが、自動車の電子化・電動化を背景に年間を通じて順調に推移いたしました。また実装装置事業では、炉内の汚れを大幅に低減し生産性の向上を実現した新型リフロー装置をリリースし、車載向けを中心に堅調な受注が続いております。一方、スマートフォン向けのソルダーレジストは例年より早めに立ち上がったものの、期の後半において急速に減速し、当初の期待を下回る結果となりました。

ソルダーペースト

新型リフローはんだ付装置

情報機器関連事業

売上高構成比
5%

■売上高 (百万円)

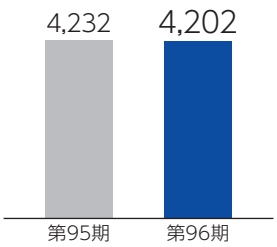

■セグメント利益 (百万円)

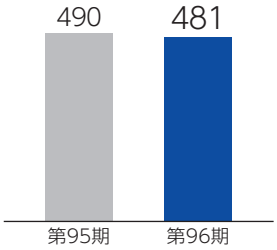

情報機器関連事業は、４Ｋ・８Ｋ放送対応や国際的なスポーツイベントの開催、放送局の更新需要などに向け、音声調整卓（ミキサー）をはじめとする放送機器の納品が年度末を中心に行われました。また、通信事業者向けの監視装置も更新需要を取り込んで堅調に推移いたしました。一方で、ワイヤレスマイクロホンシステムやセキュリティ機器は、新製品の開発や拡販の遅延により、当初期待した売上・利益を確保するに至りませんでした。

主要品目

- 放送用音声調整卓、音声周辺機器
- ワイヤレスマイクロホンシステム、ワイヤレスインターカム
- 通信ネットワーク機器
- 各種OEM製品

4K・8K用音声調整卓 “NT900”

（3）企業集団の主要な事業セグメント

部　門　別	主　　要　　品　　目
電 子 部 品 関 連 事 業	・トランス、リアクタ、コイル ・大型トランス、大型リアクタ ・ＡＣアダプタ、バッテリーチャージャ、電流センサ、電源モジュール ・圧電セラミックス製品 ・ＬＥＤ関連製品、自動販売機関連製品
電子化学実装関連事業	・ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材 ・ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材 ・リフローはんだ付装置、ウェーブはんだ付装置
情 報 機 器 関 連 事 業	・放送用音声調整卓、音声周辺機器 ・ワイヤレスマイクロホンシステム、ワイヤレスインターカム ・通信ネットワーク機器 ・各種ＯＥＭ製品

（4）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、61億１千９百万円であります。

そのうち、当社坂戸工場建て替えに対する投資額は12億8千7百万円、株式会社若柳タムラ製作所の工場建て替えに対する投資額は３億２千万円、イーエスイー・インダストリーズ（タイ）株式会社の新工場建設に対する投資額は７億４千１百万円であります。その他は、日本およびアジア地区を中心とした全般的な生産設備の増強や更新であります。

（5）資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

（6）事業の譲渡等の状況

（事業の譲渡）

当社は、当社の電子部品関連事業のうち、サーマル事業（温度ヒューズ・温度ヒューズ付抵抗器の製造・販売）および当社連結子会社（孫会社）であり同事業の製造会社である安全電具（恵州）有限公司（当社グループが持分の100％を保有）の持分を、2018年９月30日付で譲渡いたしました。

（7）対処すべき課題

タムラ製作所は、2024年に創業100周年を迎えます。当社の100周年とその先の持続的な成長を見据えて、2019年４月、新たな経営体制で中期経営計画「Biltrite Tamura GROWING ANEW」を始動いたしました。本中期経営計画は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs)」達成に向けた活動を基軸として、優秀な製品を通して社会に貢献し、健全に成長していくことを目指しております。そのなかで、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

①グループ総合力で成長市場に取り組む

当社は、90年を超える社歴を通じて、電子部品・電子化学実装・情報機器という幅広い事業を産み出し、常に時代のニーズを読み取りながら各分野でオリジナリティあふれる製品を世の中に提供してまい

りました。現在、自動車における「CASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric)」というキーワードが100年に一度といわれる産業界の変化をもたらし、次世代通信の進化は人びとの暮らしを一変させるといわれています。

そうした中で、当社は「車載」・「パワーエレクトロニクス」・「ＩｏＴ次世代通信」という３つの成長市場に注目し、当社の100周年とその先において、グループ一体で「魅力ある製品・感動を与える製品」を提供し、サステナブルで豊かな社会の実現に貢献する企業グループとなることを目指します。この「ありたい姿」の実現に向けて、本中期経営計画では社内の各事業でそれぞれに蓄積してきたベストプラクティスを共有し、成長市場にグループ総合力で取り組む体制の構築を進めてまいります。

また足元では、将来の成長が期待される自動車市場に向けて宮城県に車載用リアクトルの新工場設置、車載関連企業が集積するドイツにおけるはんだメーカーの買収、成長著しいアセアンエリアに新たな自社生産拠点としてタイにソルダーペースト新工場を建設するなどの、先に向けた積極的な投資活動を進めております。こうした新たな拠点に対して、タムラグループの一員としての生産・開発・販売体制の整備を迅速に進め、投資効果が最大に発揮できるようにすることも課題として認識し、取り組みを進めてまいります。

②グローバル展開とダイバーシティ推進

事業のグローバル展開、日本の少子高齢化、「働き方改革関連法」施行などが進み、従来の仕事のやり方は通用しなくなってきています。顧客も競合もグローバル化する中、現地のスタッフが現地の顧客に対して、地域に根差した製品開発から承認取得までを展開する「地開（開発）地承（承認)」体制の一層の強化、各エリア戦略と連動した業務のグローバル最適配置、そしてこれらの活動の主役は人材にあるとして、ナショナルスタッフ（現地人材）の育成・登用をグループ全体で推進してまいります。

また、当社グループはこれまで世界の９割以上の拠点に共通のＩＴシステムを導入し、製販一体の連結原価管理を進めておりますが、その発展形として、多様な働き方に対応するＩＴシステムを構築し、従業員のワークライフバランスと企業活動を共に発展させる取り組みを進めてまいります。具体的には、モバイルアクセス・データ共有システムなどのＩＣＴインフラ整備により、勤務場所・勤務時間の自由度を高め、グローバルに活躍する社員のみならず、育児・介護に関わる社員や定年再雇用者などにも、その能力を最大限に発揮できる環境を構築いたします。また、こうした取り組みにより、当社グループが「人が憧れる会社・人が集まる会社」となることを、100周年に向けて目指してまいります。

③コーポレートガバナンスと業務の適正を確保するための体制の強化

2019年４月より、当社は新たな代表取締役会長・代表取締役社長による経営体制を開始いたしました。これにより、会長は会社の経営全般総攬、社長は会社の経営全般執行にそれぞれ責任を持つことで、決定プロセスの客観性および透明性を確保します。また、取締役会における女性１名を含む社外取締役３名の選任、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」の設置など、経営ガバナンス体制の整備を進めております。これらを次世代経営層の育成とともに維持・強化してまいります。

また、グローバルに事業を展開し国内外に多数のグループ会社を有する当社では、グループ会社の正

しい経営が当社グループの成長のために必要不可欠です。前中期経営計画期間に発生した海外工場における品質問題のように、大きな利益流出をもたらす過ちを二度と繰り返さないための取り組みが極めて重要と認識しております。そのためにも、当社およびグループ会社で構築している内部統制体系を、新たな経営体制のもとで一層強化し、健全な経営をグローバルに実現させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きかわらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

第12次中期経営計画（2019-2021 & 2024）

Biltrite Tamura GROWING ANEW

Biltrite = Build up + Right
（作る）　（正しく）

ANEW =「新たに」「改めて」

長期ビジョンとして創業100周年(2024年) とその先に続く持続的な成長を見据えながら、
2021年度をターゲットとする第12次中期経営計画を、2019年４月、新たな経営体制でスタートしました。

目標とする経営指標

①収益性の向上を第一として、2021年度の連結営業利益は８%以上、100周年は10%以上を目指します。
②資本効率に関する目標として、2021年度のROEは９%以上、100周年は10%以上を目指します。
　株主資本を充実し経営基盤の安定化を推進しつつ、資本効率を高めてまいります。

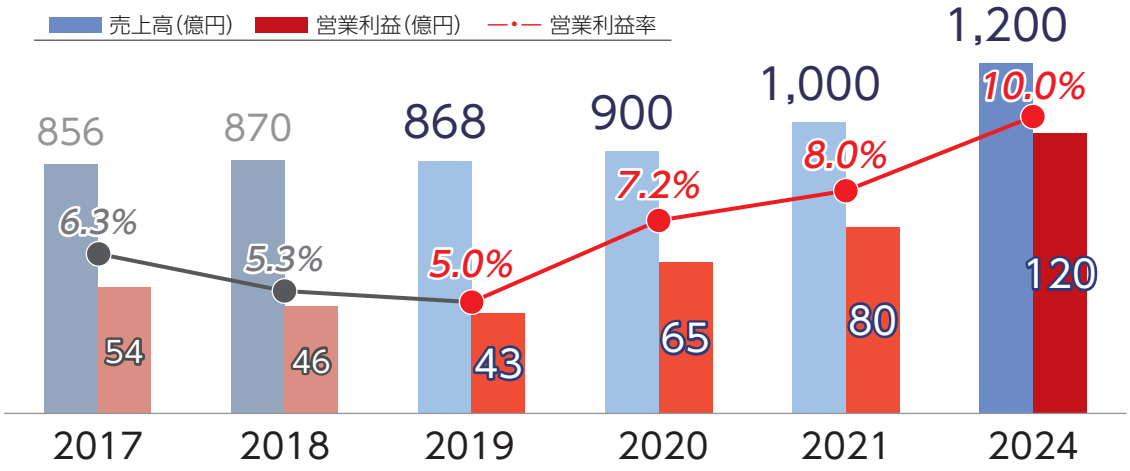

	2019年度（第１年度）	2020年度（第２年度）	2021年度（第３年度）	2024年度（100周年）
営業利益率	5.0%	7.2%	8.0%	10.0%以上
ROE	６%以上	８%以上	９%以上	10%以上

■ 100周年で目指す姿

本中期経営計画は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けた活動を基軸とし、
当社が株主、取引先、従業員、地域社会など、全てのステークホルダーに必要とされる存在として、
世の中の期待に応えながら、健全に成長していくことを目指します。

世の中の期待	タムラの“ありたい姿”	企業の運営
世界の持続可能な発展	財務　100周年とその先に続く持続的な成長	適正収益確保
エコテクノロジーによる社会的問題の解決	顧客　魅力ある製品 感動を与える製品	製品・市場の見極め
ダイバーシティ	業務　グローバル！	組織・人材最適配置
働き方改革	人材　人が憧れる会社 人が集まる会社	業務効率アップ

SDGsの深化

■ Oneタムラ戦略

タムラは各事業分野で、卓越した製品・技術を持っています。今後大きな成長が期待される「車載」・「パワーエレクトロニクス」・「IoT次世代通信」の各市場に向けて、ベストプラクティスを共有し、グループ総合力で取り組んでまいります。

事業共同戦略	車載	パワーエレクトロニクス	IoT次世代通信
電子部品	昇圧リアクタ・コイル 充電器用リアクタ 電流センサ	大型トランス・リアクタ ゲートドライバ 酸化ガリウムパワー半導体	自販機用金額表示器 人感センサ（見守り）
電子化学材料	車載用ソルダーペースト 車載用ソルダーレジスト	パワーデバイス用 無残さペースト	フレキシブル基板用ソルダーレジスト レーザーはんだ付ペースト 可逆伸縮性接合材 半導体用ソルダーペースト 導電性接合材
実装装置	車載用リフローはんだ付装置		スマートファクトリー対応 実装装置
情報機器			４K・8K音声卓 音声装置のネットワーク対応

製品戦略・顧客戦略の横展開

■ 投資戦略・地域戦略

将来の成長が期待される自動車市場や、成長エリアに向けた設備投資を強化しています。
新たな拠点に対して、タムラグループ一員としての生産・開発・販売体制の整備を迅速に進め、
投資効果の最大限の発揮を目指します。

	電子部品	電子化学実装
日本	車載を中心に、自動化により高付加価値品を生産 2018 坂戸建替 2019下 若柳車載量産 2021 若柳車載増強 2022 坂戸車載第2工場	高機能品・開発品を日本生産 2014 児玉第二工場
東アジア	中国は地産地消・地開（開発）地承（承認）を推進 2019～2022 中国工場再編 → 2022 中国車載工場	韓国は現地開発力を強化 2018 タムラ化学韓国研究棟
東南アジア	手数のかかる量産品はミャンマー・バングラデシュに生産移管 2008 光波買収 バングラデシュ拠点設置 2014 ミャンマー子会社化	成長著しいタイに、インドも見据え新工場 2018 タイ新工場
欧米	欧州発の技術を世界に展開 2010 ロマーシュ買収 大型トランス参入 2010～2018 大型トランス生産拠点拡大	ドイツに車載向け中核拠点を設置 2017 ドイツ拠点

（8）重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社光波	480百万円	100.0%	電子部品の製造販売
タムラシンガポール株式会社	12,251千US$	100.0%	アセアン地域統括、電子化学材料・実装装置の販売
タムラ電子（マレーシア）株式会社	16,664千M$	100.0%	電子部品の製造販売
田村香港有限公司	68,563千US$	100.0%	中国地域統括、電子部品・電子化学材料の販売
田村（中国）企業管理有限公司	31,228千RMB	100.0%	電子部品の販売
田村電子（深圳）有限公司	136,693千RMB	100.0%	電子部品の製造販売
田村電子（恵州）有限公司	74,530千RMB	100.0%	電子部品の製造販売
上海祥楽田村電化工業有限公司	64,735千RMB	100.0%	電子化学材料の製造販売
田村化研（東莞）有限公司	122,351千RMB	100.0%	電子化学材料の製造販売
タムラ・ヨーロッパ・リミテッド	15,368千EUR	100.0%	電子部品の製造販売

（注）　タムラ電子（マレーシア）株式会社、田村（中国）企業管理有限公司、田村電子（深圳）有限公司、田村電子（恵州）有限公司および田村化研（東莞）有限公司の出資比率につきましては、間接所有割合であります。

重要な関連会社の状況

特筆すべき事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（9）企業集団の主要拠点等

株式会社タムラ製作所	本社	東京都練馬区
	営業所	東京、埼玉、名古屋、大阪
	工場	坂戸、入間、児玉、狭山
株式会社光波（子会社）	本社	東京都練馬区
	営業所	名古屋、大阪
タムラシンガポール株式会社（子会社）	本社	シンガポール
タムラ電子（マレーシア）株式会社（子会社）	本社・工場	マレーシア
田村香港有限公司（子会社）	本社	香港
田村（中国）企業管理有限公司（子会社）	本社	中国
田村電子（深圳）有限公司（子会社）	本社・工場	中国
田村電子（恵州）有限公司（子会社）	本社・工場	中国
上海祥楽田村電化工業有限公司（子会社）	本社・工場	中国
田村化研（東莞）有限公司（子会社）	本社・工場	中国
タムラ・ヨーロッパ・リミテッド（子会社）	本社	イギリス
	工場	チェコ

（10）従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）
日本	1,200	43
アジア	3,417	△402
ヨーロッパ	253	△11
南北アメリカ	151	△19
合計	5,021	△389

（11）主要な借入先

企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	4,980
株式会社みずほ銀行	4,398
株式会社三菱UFJ銀行	3,238
株式会社りそな銀行	2,253
三井住友信託銀行株式会社	1,482

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　252,000,000株

（注）「当会社の発行可能株式総数は252,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

（2）発行済株式の総数　82,042,757株

（自己株式数　728,716株を除く。）

（3）株主数　11,774名

（ご参考）

■ 所有者別株式分布状況（単位：千株）

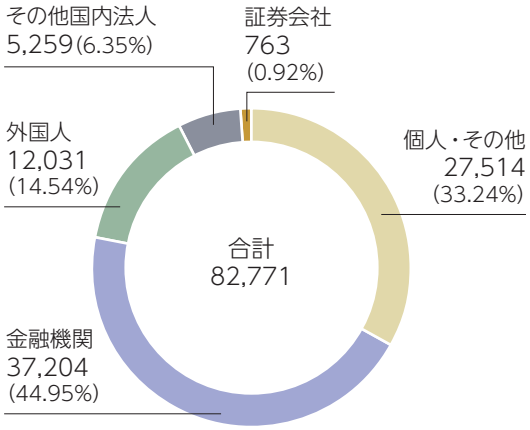

(注)自己株式728,716株(0.88%)は個人・その他に含まれております。

（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,283	11.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,172	5.09
タムラ協力企業持株会	3,429	4.18
株式会社三井住友銀行	3,200	3.90
株式会社みずほ銀行	2,799	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,703	3.30
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	2,140	2.61
株式会社りそな銀行	1,911	2.33
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1,845	2.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,719	2.10

（注）　持株比率は、自己株式728,716株を除いて算出しております。

（5）自己株式の取得、処分および保有

①取得株式

・単元未満株式の買取による取得

普通株式　329株

取得価額の総額　210,756円

②処分株式

・単元未満株式の買増請求による減少

普通株式　15株

処分価額の総額　12,240円

・ストックオプションの権利行使による減少

普通株式　36,400株

処分価額の総額　14,601,200円

③当期末における保有株式

普通株式　728,716株

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	保有者数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間
第２回新株予約権（2005年６月29日）	４名	12個	普通株式 12,000株	無償	１円	取締役および執行役員の退任日の翌日から５年間
第３回新株予約権（2006年６月29日）	４名	11個	普通株式 11,000株	無償	１円	自 2006年７月１日 至 2036年６月30日
第４回新株予約権（2007年６月28日）	５名	13個	普通株式 13,000株	無償	１円	自 2007年７月１日 至 2037年６月30日
第５回新株予約権（2008年６月27日）	５名	20個	普通株式 20,000株	無償	１円	自 2008年７月１日 至 2038年６月30日
第６回新株予約権（2009年６月26日）	５名	45個	普通株式 45,000株	無償	１円	自 2009年７月１日 至 2039年６月30日
第７回新株予約権（2010年６月29日）	６名	32個	普通株式 32,000株	無償	１円	自 2010年７月１日 至 2040年６月30日
第８回新株予約権（2011年６月29日）	６名	38個	普通株式 38,000株	無償	１円	自 2011年７月１日 至 2041年６月30日
第９回新株予約権（2012年６月28日）	６名	42個	普通株式 42,000株	無償	１円	自 2012年７月１日 至 2042年６月30日
第10回新株予約権（2013年６月27日）	６名	50個	普通株式 50,000株	無償	１円	自 2013年７月１日 至 2043年６月30日
第11回新株予約権（2014年６月26日）	６名	33個	普通株式 33,000株	無償	１円	自 2014年７月１日 至 2044年６月30日
第12回新株予約権（2015年６月26日）	６名	24個	普通株式 24,000株	無償	１円	自 2015年７月１日 至 2045年６月30日
第13回新株予約権（2016年６月28日）	６名	34個	普通株式 34,000株	無償	１円	自 2016年７月１日 至 2046年６月30日
第14回新株予約権（2017年６月28日）	６名	23個	普通株式 23,000株	無償	１円	自 2017年７月１日 至 2047年６月30日
第15回新株予約権（2018年６月27日）	６名	245個	普通株式 24,500株	無償	１円	自 2018年７月１日 至 2048年６月30日

（2）当事業年度中に当社執行役員に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議の日	2018年６月27日
名称	第15回新株予約権
交付者数	７名
新株予約権の数	185個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式18,500株 （新株予約権１個当たり100株）
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	１円
新株予約権の行使期間	自2018年７月１日 至2048年６月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員を退任した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。 ②①にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める範囲内に限り、新株予約権を行使できる。 （ア）　当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社取締役会で承認された場合、当該承認日の翌日から２週間とする。 （イ）　新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から３ヶ月間とする。 ③この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
田　村　直　樹	代表取締役社長 電子化学実装関連事業統括 電子化学実装事業本部長 CSR推進本部長	
浅　田　昌　弘	取締役専務執行役員 電子部品関連事業統括 電子部品事業本部長	株式会社光波代表取締役会長 タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役
李　　国　華	取締役常務執行役員 電子化学実装事業本部副本部長	上海祥楽田村電化工業有限公司董事長 田村化研（東莞）有限公司董事長
橋　口　裕　作	取締役常務執行役員 本社部門統括 経営管理・情報セキュリティ担当 経営管理本部長	タムラシンガポール株式会社取締役社長 田村香港有限公司董事長 田村（中国）企業管理有限公司董事長
蓑　宮　武　夫	取締役　社外　独立役員	ほうとくエネルギー株式会社代表取締役社長 株式会社シバソク社外取締役 株式会社パロマ社外取締役
窪　田　　明	取締役　社外　独立役員	一般社団法人日本電気制御機器工業会専務理事
渋　村　晴　子	取締役　社外　独立役員	本間合同法律事務所弁護士 ニチレキ株式会社社外監査役
南　條　紀　彦	取締役上席執行役員 電子部品事業本部副本部長	株式会社光波取締役 田村（中国）企業管理有限公司董事 田村電子（恵州）有限公司董事 タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役社長
齋　藤　彰　一	取締役上席執行役員 電子化学実装事業本部副本部長 ＦＡシステム事業部長	タムラシンガポール株式会社取締役
久　保　　肇	常勤監査役	株式会社光波監査役 田村（中国）企業管理有限公司監査役 田村電子（深圳）有限公司監査役 田村電子（恵州）有限公司監査役 上海祥楽田村電化工業有限公司監査役 田村化研（東莞）有限公司監査役

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
守　屋　宏　一	監査役　社外　独立役員	守屋法律事務所所長 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役 サンフロンティア不動産株式会社社外監査役
戸　田　厚　司	監査役　社外　独立役員	戸田会計事務所所長 ＴＩＳ税理士法人社員 株式会社くるまやラーメン社外監査役

（注）1. 取締役のうち蓑宮武夫、窪田明、渋村晴子の３氏は社外取締役であります。
各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち守屋宏一、戸田厚司の両氏は社外監査役であります。
両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 2019年４月１日をもって田村直樹氏は代表取締役社長、電子化学実装関連事業統括、電子化学実装事業本部長を退任し、代表取締役会長、経営全般総攬兼CSR・全社品質推進・内部監査担当に就任しております。
4. 2019年４月１日をもって浅田昌弘氏は取締役専務執行役員、電子部品関連事業統括、電子部品事業本部長、株式会社光波代表取締役会長、タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役を退任し、代表取締役社長、電子化学実装関連事業統括兼電子化学実装事業本部長に就任しております。
5. 2019年４月１日をもって李国華氏は電子化学実装事業本部副本部長を退任し、情報通信機器関連事業統括兼電子化学事業海外戦略特命に就任しております。
6. 2019年４月１日をもって橋口裕作氏は電子部品関連事業統括、株式会社光波取締役に就任しております。
7. 2019年４月１日をもって南條紀彦氏は電子部品事業本部副本部長、株式会社光波取締役、田村電子（恵州）有限公司董事、タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役社長を退任し、電子部品事業本部長、タムラ・ヨーロッパ・リミテッド取締役に就任しております。
8. 監査役戸田厚司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。上記以外の執行役員の地位および担当は以下のとおりであります。

氏　　名	地位および担当
清　田　達　也	上席執行役員　市場開発本部長
小波藏　政　玄	上席執行役員　電子部品事業本部副本部長（電子部品中国統括）
柴　田　誠　治	執行役員　電子化学実装事業本部電子機材事業部長
新　保　　敦	執行役員　株式会社光波代表取締役社長
中　村　充　孝	執行役員　電子化学実装事業本部回路機材事業部長

（注）1. 2019年４月１日をもって小波藏政玄氏は上席執行役員、電子部品事業本部副本部長を退任し、執行役員、電子部品事業本部ユニット事業部長に就任しております。
2. 2019年４月１日をもって柴田誠治氏は執行役員を退任し、上席執行役員、電子化学先行技術開発統括兼電子化学資材調達統括に就任しております。
3. 2019年４月１日をもって中村充孝氏は執行役員を退任し、上席執行役員、電子化学品質保証統括兼電子化学事業管理統括に就任しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役と当会社の間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

・　取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が任務を怠ったことによって当会社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・　上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

（3）取締役および監査役の報酬等の額

取締役	９名	185百万円
監査役	３名	31百万円

取締役および監査役の報酬決定の方針と手続

取締役報酬は、業績連動型報酬制度並びにストックオプション制度（社外取締役を除く）を導入しております。これにより明快な役員業績評価制度を導入するとともに、指名・報酬諮問委員会を設置いたしております。業績連動型報酬制度は、収益性向上と株主価値向上の評価視点より売上高・営業利益・当期純利益・ＲＯＡ・ＲＯＥ等を評価指標とし、業績に連動した報酬としております。

取締役の報酬は取締役報酬規程により、監査役の報酬は監査役報酬規程により定めております。当規程に則り、公正・透明性の確保のため、取締役の報酬・賞与は社外取締役が委員の過半数を占め、かつ、筆頭社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会で決定しております。監査役の報酬・賞与は監査役の協議により決定しております。

（注）1.　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。

2.　取締役の報酬限度額は、2018年６月27日開催の第95期定時株主総会において年額290百万円以内（確定金銭報酬として年額250百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内）、取締役（社外取締役を除く。）に割り当てるストックオプションとしての新株予約権を付与する報酬の経済価値の対価として40百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3.　監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第83期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

4.　支給額のうち社外取締役３名、社外監査役２名の報酬額の合計は37百万円であります。

5.　支給額には、以下のものが含まれております。

イ．当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額

取締役	９名	53百万円
監査役	３名	10百万円

ロ．ストックオプションによる報酬額

取締役	６名	12百万円

6.　2019年３月31日現在の取締役は９名、監査役は３名であります。

（4）社外役員に関する事項

①社外取締役

氏　　名	蓑　宮　武　夫	窪　田　　明	渋　村　晴　子
他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況	ほうとくエネルギー株式会社 代表取締役社長		
他の法人等の社外役員等の兼任状況	株式会社シバソク 社外取締役 株式会社パロマ 社外取締役	一般社団法人 日本電気制御機器工業会専務理事	本間合同法律事務所弁護士 ニチレキ株式会社 社外監査役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし	該当なし
臨時・定時取締役会を含めた全取締役会への出席率	94%	100%	100%
当事業年度における主な活動状況	電機業界における長年にわたる豊富な経験と見地から発言を行っております。	行政機関における経験と幅広い知見をもって発言を行っております。	弁護士としての法務の専門的な見地から発言を行っております。

（注）1. 蓑宮武夫氏はほうとくエネルギー株式会社代表取締役社長、株式会社シバソク社外取締役、株式会社パロマ社外取締役を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

2. 窪田明氏は一般社団法人日本電気制御機器工業会専務理事を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

3. 渋村晴子氏は本間合同法律事務所弁護士、ニチレキ株式会社社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

②社外監査役

氏　　名	守　屋　宏　一	戸　田　厚　司
他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況	守屋法律事務所所長	戸田会計事務所所長 ＴＩＳ税理士法人社員
他の法人等の社外役員等の兼任状況	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外取締役 サンフロンティア不動産株式会社社外監査役	株式会社くるまやラーメン社外監査役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし
臨時・定時取締役会を含めた全取締役会への出席率	94%	88%
監査役会への出席率	100%	100%
当事業年度における主な活動状況	弁護士としての法務の専門的な見地から発言を行っております。	公認会計士として財務および会計・税務に関する見地から発言を行っております。

（注）1. 守屋宏一氏は守屋法律事務所所長、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外取締役、サンフロンティア不動産株式会社社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 戸田厚司氏は戸田会計事務所所長、ＴＩＳ税理士法人社員、株式会社くるまやラーメン社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

5． 会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日付でEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

（2）報酬等の額

	支　払　額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるタムラ・ヨーロッパ・リミテッド等は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性など総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される等、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社及びグループ会社においては、経営コントロールの強化を実現するための内部統制システムの目的を「経営の安定化及び効率化」・「適正な説明責任の実行」・「法規制と内部規程の遵守」とし、「リスクマネジメント」・「コンプライアンス」・「内部監査」をその実現手段として捉え、以下に述べる体制を構築しております。

（1）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①「情報管理規程」に基づき、当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理しております。保存媒体に応じて秘密保持に万全を期し、適時に閲覧等のアクセスが可能な検索性の高いシステムを確立しております。

②グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社及びグループ会社は、「子会社管理規程」「情報管理規程」を遵守し体制を確立しております。

（2）当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社における損失の危険の管理のために、「リスク管理規程」を制定し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に伝達される体制として「アラームエスカレーションルール」の仕組みを構築し、当社及びグループ会社の全社員に周知徹底しております。

経営陣は当該諸事情に即対応しており、かつ重大な経営危機が発生したときは代表取締役が対策本部を直ちに設置し、会社が被る損害を最小限にとどめる体制を構築しております。

（3）当社及びグループ会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は取締役会を月１回定時に、必要に応じて随時に開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、法令で定められた決議事項のほか、経営に関する重要事項を決定又は修正し、かつ重要事項について担当取締役より状況報告を受けております。併せて、取締役会において個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、当社は代表取締役を含む経営会議を定期的に開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、執行役員又は各部門責任者から報告を受け、詳細な状況確認を行うと共に、経営の意思決定と業務執行の乖離を防止しております。

②当社は「執行役員制度」を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制にしております。

③総合監査本部は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ会社に対して実施した監査終了後、監査結果と改善すべき事項を記した監査報告書を代表取締役に提出し説明を行っております。

④グループ会社の取締役会は、原則として月１回開催し、経営の基本方針の決定及び傘下のタムラグループ各社の重要決定事項の承認を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。

（4）当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①タムラグループの行動指針「ミッション／ビジョン／ガイドライン」に則り定めた「倫理法令遵守規程」に基づき、タムラグループのすべての取締役及び使用人に法令等の社会規範、タムラグループ各社において定めた定款及び規程類、並びに企業倫理を遵守させるべく体制を整備しております。

また、当該規程のもとに定めた「ＣＳＲ・コンプライアンス組織規程」に基づき、代表取締役を委員長とするＣＳＲ経営委員会を組織して、コンプライアンスを包括したＣＳＲ推進体制を確立、浸透及び強化し、かつ内部統制システムの構築、維持及び向上を推進しております。

更に、当社及びグループ会社において、業務遂行上発生し得る違法行為等若しくはその恐れのある行為に関するタムラグループ内部からの通報又は相談先として内部通報窓口を設置し、タムラグループの取締役及び使用人の適法性を確保するために適時に対応できる体制の維持及び強化を図っております。加えて通報・相談の受付を社員が対応する「社内窓口」とは別に、当社の業務執行ラインから独立した立場の社外取締役及び監査役が対応する「独立窓口」を設置し、通報者が自由に選択できるシステムとしております。

②総合監査本部は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、特命監査及び「内部統制基本規程」に基づく内部統制評価を行っております。

③取締役は、使用人による「倫理法令遵守規程」に定めた遵守事項に係る違反等に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに前述の「アラームエスカレーションルール」に則った報告を上げ、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告しております。

④監査役は、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、担当取締役及びＣＳＲ推進本部に改善策の策定を求めることができるようになっております。

（5）当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する行動指針としての「ミッション／ビジョン／ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容を具体的に「タムラグループ行動規範」として示し、周知させております。

②タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの行動指針「ミッション／ビジョン」を取引先にご理解頂くことが不可欠との考えのもと、この内容を具体的に「タムラグループ調達ガイドライン」としてまとめ、お示ししております。

③グループ各社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は適時に取締役会に上程し、承認を受け、あるいは報告して意見交換を行っております。

④当社の取締役が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保できるようにすると共に、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」の適用と共に当社の取締役会及び監査役会に対して、遅滞なく報告することになっております。

⑤グループ会社は、当社からの経営管理及び指導等の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」の適用と共に、当社の取締役会及び監査役会に報告することになっております。
⑥当社総合監査本部は、監査役と協力して、定期的に当社及びグループ会社の監査を実施しております。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければなりません。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとすると共に、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うことになっております。
②監査役補助者に対する指示は監査役が行い、業務の執行に係る役職を兼務してはならないことになっております。

（7）当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
②監査役への報告者、内部通報者に対して不利益な扱いを行わないことを周知、徹底しております。
③社外監査役には主に財務、法務等企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図ると共に、総合監査本部との連携により適切で効果的な監査業務を遂行しております。
④監査役会は、定期的に代表取締役と会合を持ち、監査役会の意見が経営に反映され、効果が得られるよう、忌憚のない意見交換を行っております。
⑤監査役の職務の遂行上発生する費用は、毎期予算計上すると共に、緊急臨時を問わず会社が負担しております。

（8）財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底しております。
そのために必要となる開示に係るシステムの構築、内部統制基本規程等の社内規定の整備、運用、情報と伝達、モニタリング、ＩＴ対応のシステムの整備等を行って対処しております。

（9）反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

タムラグループの取締役及び使用人は、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもってはならないことになっております。

タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求に対して、毅然とした対応をとるべく、「タムラグループ行動規範」に具体的かつ明確にその旨を宣明し、グループ全体で周知徹底を図っております。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）コンプライアンスに関する取組みの運用状況

当社は、倫理法令遵守規程やコンプライアンスに関する諸規程等の社内規程を整備し、また、コンプライアンスに係る方針・指針の立案とその評価を行う機関としてＣＳＲ経営委員会を設けて活動しております。

本年度のコンプライアンスに関する主な取組みは下記の通りです。

- 潜在するコンプライアンス・リスクの顕在化とその排除
- コンプライアンスに関する情報を全社員にメールマガジン形式で配信
- 不正競争防止、下請法、情報管理などリスクの高い分野への集合研修実施を通じた、コンプライアンス意識の高揚と組織風土醸成の推進
- 外部講師を招聘し、主要事業所でSDGs（持続可能な開発目標）に関する研修会を実施

（2）リスク管理に関する取組みの運用状況

当社は、リスク管理規程や内部通報規程、情報管理規程等の社内規程を整備し、また、リスクマネジメントの対応施策を監督する機関として前述のＣＳＲ経営委員会を設けて活動しております。

本年度のリスクマネジメントに関する主な取組みは下記の通りです。

- 緊急事案発生を想定した当社及び国内子会社の初動訓練の実施
- 情報管理、労働安全、ハラスメント防止等の正しい理解をテーマとした研修の実施と内部通報社内周知のためのポスター掲示

（3）職務の執行の効率性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、職務権限規程等で取締役会の判断決議する事項と執行役員への委任事項を定めています。本年度は取締役会を17回、セグメントごとに執行役員が中心となる経営会議を９回開催いたしました。

本年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記の通りです。

- 中期経営計画達成に向けた重要経営課題に関する経営会議を通じた進捗確認
- 取締役会における第11次中期経営計画（2016年度～2018年度）の振り返りと、次期（第12次）中期経営計画審議の実施

（4）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの運用状況

当社は、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、子会社管理規程、職務権限規程等で各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法を定めています。また、業務活動の適正性を監査するため、内部監査部門として代表取締役直轄の総合監査本部を設置しており、年間の監査計画に基づいて当社グループの業務執行の適正性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っています。

本年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記の通りです。

- 子会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の確認
- 経営会議で主要子会社の経営状況の報告の確認
- 総合監査本部による当社部門及び子会社の内部監査の実施
- 内部監査結果の取締役会及び代表取締役への報告

（5）監査役監査の実効性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、監査役制度の実効性が維持向上されるよう監査役会規則、監査役監査基準等を整備し、維持しています。

本年度の監査役の主な取組みは下記の通りです。

- 経営会議、ＣＳＲ経営委員会等重要な会議への出席及び事業部門、国内外の子会社などへの往査
- 代表取締役との定期意見交換会及び社外取締役と監査役会との定期会合の開催
- 会計監査人の独立性、職務執行体制、品質管理体制等について会計監査人と意見交換
- 総合監査本部との連携を密にした監査の実効性と効率性の向上
- 内部通報制度の運用、通報情報について担当部門から監査役へ適宜の報告

（ご参考）コーポレートガバナンス
企業統治体制

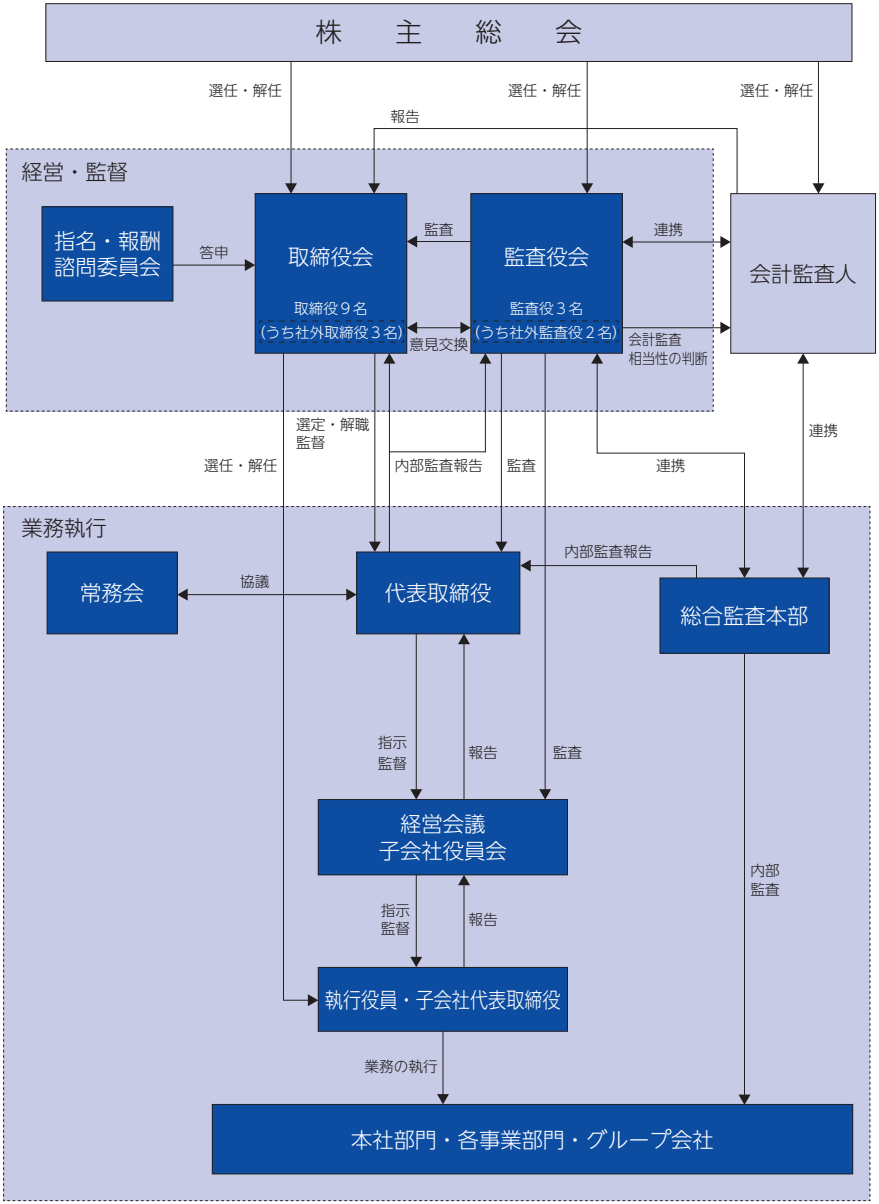

8．株式会社の支配に関する基本方針

（1）基本的な当社の考え方の概要

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、会社を支配する者の在り方は、最終的には当社株式を保有する株主の判断によるものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等からみて当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものや、株主に株式の売却を強要するおそれのあるものなどもあります。このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えており、また、このような不適切な買付行為が行われる場合に備え、事前情報に関する一定のルールを設定する必要があると考えております。

（2）基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

優秀な製品を通して社会に貢献すること。当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることはありません。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される「タムラ・グループミッション・ステートメント」を制定しております。

また、当社は、この経営理念に基づき、中期経営計画を策定し、コーポレートガバナンスを充実強化することにより、企業価値の向上に向けて取り組みを進めております。

（3）基本方針に照らして不適切なものに支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の発行済株式総数の20％を超えるような株式の買付又は公開買付行為に関するルールを2006年６月に「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」として定め、以降、内容を一部改定の上更新してまいりました。現在の買収防衛策（以下、本対応方針といいます。）は、2017年６月28日開催の定時株主総会にて、ご承認をいただき更新されたものです。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

①事前に買付者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること

②当社取締役会により当該大規模買付行為の一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間が経過した後、又は対抗措置の発動の是非について株主の意思を確認する総会の開催が必要と判断される場合には当該株主意思確認総会の決議に基づき当社取締役会が対抗措置の発動若しくは不発動の決議をした後にのみに大規模買付行為を開始すること

③当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を開示すること

④当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置すること

⑤特別委員会は、対抗措置の発動の是非や株主意思確認総会の開催の要否等について、特別委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告・助言を行うこと

⑥当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、特別委員会の勧告・助言を最大限尊重しつつ、

最終的な決定を行うこと

なお、詳細は当社ホームページ（https://www.tamura-ss.co.jp）をご参照願います。

（4）本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告・助言を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については、株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

⑤株主意思を重視するものであること

本対応方針は、有効期限（第97期定時株主総会終結時までとなります）を明確に定めており、その導入・継続の可否について株主の意向が反映されたものとなっております。また、特別委員会が大規模買付行為に対する対抗措置を発動する条件として株主意思確認総会を開催することが相当であると勧告する場合があり、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重することとなっておりますので、対抗措置の発動の是非等について株主の意向を直接確認する仕組みを採用しております。

⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役会の構成員につき期差任期制を採用していないため、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）　本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　　目	第96期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第95期 (2018年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	**54,309**	**52,864**
現金及び預金	15,990	14,954
受取手形及び売掛金	22,100	22,773
商品及び製品	5,698	4,793
仕掛品	1,586	1,799
原材料及び貯蔵品	6,138	6,087
その他	2,852	2,554
貸倒引当金	△58	△98
固定資産	**31,764**	**29,232**
有形固定資産	**22,495**	**20,181**
建物及び構築物	10,233	6,893
機械装置及び運搬具	3,667	3,272
工具、器具及び備品	1,490	1,588
土地	5,159	5,889
リース資産	429	307
建設仮勘定	1,515	2,231
無形固定資産	**1,581**	**1,663**
のれん	447	513
リース資産	232	205
その他	902	944
投資その他の資産	**7,686**	**7,387**
投資有価証券	3,975	4,693
退職給付に係る資産	1,994	1,754
繰延税金資産	1,189	328
その他	590	685
貸倒引当金	△63	△74
資産合計	**86,073**	**82,097**

科　　目	第96期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第95期 (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	**25,410**	**30,103**
支払手形及び買掛金	12,095	12,646
短期借入金	7,591	4,395
1年内返済予定の長期借入金	282	5,973
リース債務	195	201
未払法人税等	824	1,375
賞与引当金	1,055	1,142
役員賞与引当金	75	64
移転損失引当金	35	36
その他	3,254	4,267
固定負債	**13,507**	**8,996**
長期借入金	9,279	4,754
リース債務	531	348
繰延税金負債	94	136
移転損失引当金	11	51
退職給付に係る負債	3,136	3,226
その他	452	478
負債合計	**38,918**	**39,100**
純資産の部		
株主資本	**47,516**	**41,924**
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,037	17,036
利益剰余金	18,923	13,346
自己株式	△274	△288
その他の包括利益累計額	**△752**	**685**
その他有価証券評価差額金	78	472
為替換算調整勘定	△37	1,428
退職給付に係る調整累計額	△792	△1,215
新株予約権	**153**	**143**
非支配株主持分	**237**	**243**
純資産合計	**47,155**	**42,996**
負債純資産合計	**86,073**	**82,097**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	第96期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(ご参考) 第95期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
売上高	**87,008**	**85,558**
売上原価	**61,447**	**59,609**
売上総利益	**25,560**	**25,949**
販売費及び一般管理費	**20,960**	**20,541**
営業利益	**4,600**	**5,407**
営業外収益	**636**	**496**
受取利息	65	59
受取配当金	80	71
持分法による投資利益	186	210
補助金収入	156	48
その他	146	106
営業外費用	**387**	**423**
支払利息	235	218
為替差損	70	113
その他	80	91
経常利益	**4,848**	**5,480**
特別利益	**2,422**	**134**
固定資産売却益	635	8
投資有価証券売却益	164	122
特別和解金	1,623	—
負ののれん発生益	—	2
特別損失	**154**	**157**
固定資産除売却損	96	127
投資有価証券評価損	40	—
特別退職金	7	—
事業整理損	10	—
投資有価証券売却損	—	29
税金等調整前当期純利益	**7,116**	**5,457**
法人税、住民税及び事業税	1,362	1,293
過年度法人税等	—	583
法人税等調整額	△652	△60
当期純利益	**6,405**	**3,641**
非支配株主に帰属する当期純利益	8	10
親会社株主に帰属する当期純利益	**6,397**	**3,630**

連結株主資本等変動計算書

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日残高	**11,829**	**17,036**	**13,346**	**△288**	**41,924**
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△820		△820
親会社株主に帰属する当期純利益			6,397		6,397
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1	△0	13	14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	**—**	**1**	**5,577**	**13**	**5,591**
2019年３月31日残高	**11,829**	**17,037**	**18,923**	**△274**	**47,516**

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018年４月１日残高	**472**	**1,428**	**△1,215**	**685**	**143**	**243**	**42,996**
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△820
親会社株主に帰属する当期純利益							6,397
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△394	△1,466	422	△1,437	10	△5	△1,432
連結会計年度中の変動額合計	**△394**	**△1,466**	**422**	**△1,437**	**10**	**△5**	**4,159**
2019年３月31日残高	**78**	**△37**	**△792**	**△752**	**153**	**237**	**47,155**

貸借対照表

(単位：百万円)

科　　目	第96期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第95期 (2018年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	**24,473**	**22,881**
現金及び預金	5,344	3,858
受取手形	414	493
売掛金	12,297	11,825
商品及び製品	1,828	1,703
仕掛品	457	531
原材料及び貯蔵品	702	866
短期貸付金	654	1,325
未収入金	2,415	1,975
その他	366	474
貸倒引当金	△8	△172
固定資産	**38,540**	**36,609**
有形固定資産	**13,700**	**11,926**
建物	5,845	3,294
構築物	90	88
機械装置	997	913
車両運搬具	14	14
工具、器具及び備品	609	617
土地	4,862	4,896
リース資産	253	112
建設仮勘定	1,027	1,990
無形固定資産	**637**	**605**
借地権	222	222
ソフトウェア	157	151
リース資産	232	205
その他	25	26
投資その他の資産	**24,202**	**24,077**
投資有価証券	1,579	2,126
関係会社株式	19,155	19,168
長期貸付金	36	111
繰延税金資産	1,231	649
その他	2,258	2,090
貸倒引当金	△58	△69
資産合計	**63,014**	**59,490**

科　　目	第96期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第95期 (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	**13,039**	**17,050**
支払手形	2,523	2,424
買掛金	4,818	4,821
短期借入金	2,300	300
1年内返済予定の長期借入金	282	5,881
リース債務	158	170
未払金	136	139
未払費用	794	1,604
未払法人税等	383	235
預り金	156	134
賞与引当金	858	953
役員賞与引当金	67	59
その他	559	324
固定負債	**10,651**	**7,002**
長期借入金	8,100	4,732
リース債務	372	180
退職給付引当金	1,815	1,671
預り保証金	201	200
その他	161	218
負債合計	**23,690**	**24,053**
純資産の部		
株主資本	**39,094**	**34,871**
資本金	**11,829**	**11,829**
資本剰余金	**17,174**	**17,173**
資本準備金	17,172	17,172
その他資本剰余金	1	0
利益剰余金	**10,364**	**6,156**
その他利益剰余金	10,364	6,156
繰越利益剰余金	10,364	6,156
自己株式	**△274**	**△288**
評価・換算差額等	**75**	**422**
その他有価証券評価差額金	75	422
新株予約権	**153**	**143**
純資産合計	**39,323**	**35,437**
負債純資産合計	**63,014**	**59,490**

損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	第96期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(ご参考) 第95期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)
売上高	**43,171**	**44,198**
売上原価	**29,879**	**30,402**
売上総利益	**13,292**	**13,796**
販売費及び一般管理費	**11,972**	**12,187**
営業利益	**1,319**	**1,608**
営業外収益	**2,040**	**1,812**
受取利息	30	35
受取配当金	1,681	1,612
為替差益	88	—
補助金収入	112	47
その他	127	116
営業外費用	**125**	**272**
支払利息	104	158
為替差損	—	47
その他	21	66
経常利益	**3,234**	**3,148**
特別利益	**1,788**	**124**
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	164	122
受取和解金	1,623	—
特別損失	**46**	**207**
固定資産除売却損	39	29
投資有価証券評価損	1	—
事業整理損	5	—
投資有価証券売却損	—	29
現物配当に伴う交換損失	—	148
税引前当期純利益	**4,976**	**3,065**
法人税、住民税及び事業税	454	307
法人税等調整額	△506	△186
当期純利益	**5,028**	**2,944**

株主資本等変動計算書

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
					その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金		
2018年４月１日残高	**11,829**	**17,172**	**0**	**17,173**	**6,156**	**△288**	**34,871**
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△820		△820
当期純利益					5,028		5,028
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			1	1	△0	13	14
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	**—**	**—**	**1**	**1**	**4,208**	**13**	**4,223**
2019年３月31日残高	**11,829**	**17,172**	**1**	**17,174**	**10,364**	**△274**	**39,094**

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2018年４月１日残高	**422**	**143**	**35,437**
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△820
当期純利益			5,028
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△347	10	△336
事業年度中の変動額合計	**△347**	**10**	**3,886**
2019年３月31日残高	**75**	**153**	**39,323**

会計監査人の監査報告書　謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

株式会社タムラ製作所
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉澤　祥次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　廣田　剛樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

株式会社タムラ製作所
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉澤　祥次　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　廣田　剛樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の2018年４月１日から2019年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務するとともに、社外監査役と連携した監査活動を実施し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社タムラ製作所　監査役会

常勤監査役　久　保　　肇　㊞
社外監査役　守　屋　宏　一　㊞
社外監査役　戸　田　厚　司　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場

ホテルメトロポリタン　3階　富士の間

東京都豊島区西池袋一丁目６番１号　電話（03）3980－1111

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

交 通

池袋駅　・JR　●山手線　●埼京線　・東京メトロ　●丸ノ内線　●有楽町線　●副都心線　・西武池袋線　・東武東上線

- ■ 西口（南）（徒歩約2分）
- ■ 西口（中央）（徒歩約3分）
- ■ JR線メトロポリタン口（徒歩約1分）
- ■ 副都心線2a出口（徒歩約3分）

※本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社タムラ製作所

UD FONT　VEGETABLE OIL INK